

3 道前道後平野水利事業の推進

虹の用水

本県の道前道後平野農業水利事業は、太平洋に注ぐ仁淀川（高知県）の水を四国山脈を越えて、寡雨^か地帯である瀬戸内に導き、水不足に悩む道前道後の人々に恵みの水を供給する意味で、外洋と内海を結ぶ虹の架け橋であり、よく「東の夢の用水」と言われる愛知用水に対し、「西の虹の用水」と呼ばれるゆえんである。

松山平野（道後平野）は、昔から干害に悩み、昭和九年・一四年の大干ばつによって大きな痛手を受けた。昭和一五年、道後平野干害絶滅期成同盟会が結成され、これが道前道後平野農業水利事業の国・県合同調査組織をつくる素地となった。道前平野の周桑地域も、昔から穀倉地帯として有名であるが、やはり寡雨地帯であり、四〇五年に一回は相当の干ばつに見舞われるのが通例であった。

昭和二六年七月の定例県議会において、沖喜与

市県議は「面河溪谷の閘門を封じて、石鎚山麓に人造湖を造り、面河川の水を重信川に落とし、電源開発と農業用水の確保を図れ」と画期的な問題提起をし、これが道前道後平野水利開発事業を起す引き金となった。

県では国へ調査を要望する一方、面河ダムを核とする総合開発計画で事業を進めることとなり、二八年七月、道前道後平野農業水利改良事業促進同盟会連合協議会が結成され、三一年に道前道後水利開発連合会と名称を改めた。その後、三五年の本工事業着工まで、十数回にわたる波状陳情や地元誘導など側面からの支援体制の役割を果たし、この事業完成の大きな礎石となった。

計画の概要

国営かんがい排水事業は、法制上は農民からの申請によって行われるものであるが、現実には国と農民との間にあつて、終始県が事業推進のけん引車となり、これに市町村長、農民代表が一体たる農民の悲願であり、その願望をいち早くくみとって、むしろ農民を誘導する形で進めていった。当時の指導者の優れた先見性と熱意と実行力にあつたことを忘れてはならない。事業推進の経過の概要をたどると、次のとおりである。

昭和二八年七月 道前道後平野関係二市二九町村は農民の同意を得て、農林大臣あての、「国営土地改良事業施行予備審査申請」を知事に提出した。添付された計画書の概要は、「面河ダムを建設して、道前道後平野一二、三三八・一畝の受益耕地に三、二二四・八万立方メートルを補給水として送水する。関連事業は発電・上水道用水とする」となっていた。

昭和三四年二月 農林大臣は専門家による調査結果や効果・適性を認めた報告書の提出を受け、事業計画の公告・縦覧の手続き後、同年七月三一日付け、公告の日をもって事業計画を確保した。

事業を進める上で難問の一つは土地改良区の設立であったが、道前・道後それぞれに土地改良区を作り、その上に総合調整・管理の機能を持つ連合組織を置く構想で、関係者の並々ならぬ努力が実り、三五年一二月、道前道後土地改良区連合会（理事長、白石春樹）の設立が認可され、国営事業の推進に大きな役割を果たすこととなった。

水没補償と 水利開発事業の重要かつ困難な問題には、面河ダムの建設に伴う水没補償があった。昭和二十七年六月以降、県と地元との交渉は頻繁に行われ、三二年四月には岡山農地事務局長が来県し、直接、**分水交渉** 六月以降、県と地元との交渉は頻繁に行われ、三二年四月には岡山農地事務局長が来県し、直接、笠方地区住民との話し合いが行われた。農林省からは三三年五月第一次案、続いて六月第二次案として総額二億円余の補償額が提示されたが、交渉は非常に難航が予想されたので、道前道後水利開発連合会があっせん調整に努めるとともに、最終的には久松知事に一任して中央折衝を行い、政治的解決を図ることとなった。

その後、県幹部の粘り強い努力で、笠方地区の水没者総会は全員が村長に白紙委任、村長はさらに知事に白紙一任を申し出た。三三年一〇月農林省との間に補償大綱を取り決め、次いで知事室で交渉妥結の調印式が行われた。最終的には、個人補償金二億八、八〇〇万円、その上に県から協力感謝料として四、〇〇〇万円が支払われることとなった。二七年から六年間、さまざまな迂余曲折はあったがようやく交渉は妥結し、事業は大きく一歩前進したのである。この事業のもう一つの大きな問題は、高知県との分水交渉であった。水利開発に伴い、せき止める仁淀川の下流既得水利権者である高知県の同意が当然必要であって、二県にまたがるこの交渉は二七年五月愛媛県から羽藤副知事が、翌二八年一月には久松知事が高知県知事を訪問し、協力を要請、その後、三〇年高知県関係町村と土地改良区及び仁淀川関係漁業協同組合によって、仁淀川分水問題対策委員会が発足した。同年一〇月には、同対策委員会の一行が来県、愛媛県知事や関係者と懇談するなどようやく両県間の往来は激しくなった。

その後、三一年四月高知県が、仁淀川分水に伴う影響調査と仁淀川下流沿岸農業水利改良事業計画の農林大臣への補助金要請について、本県の協力を求めてきた。さらに、五月高知県議会農林委員会の一行が来県して戒田副知事と懇談し、両県が共存共栄の立場で両県の事業を総合開発事業として、同時に進めていくことで了解があった。次いで六月、東京で両県知事と岡山農地事務局長の三者会談が行われ、次のような基本事項を申し合わせた。

(一)、ダム地点での取水は、最大濁水時毎秒〇・八立方メートルを限度とする。愛媛はこれ以上の取水はしないし、高知は、この限度においてのみ、分水を承認する。

(二)、愛媛県側での用水配分は、道後平野に重点を置く。

(三)、高知県側に対する補償方法は

可及的すみやかに立案する。

(四)、発電計画については、さらに調査を進める。

昭和三十一年六月二〇日両県代表に

よる仁淀川開発協議会が設立され、

八月中央へ合同陳情を行った。翌三

二年六月には愛媛県議会議長白石春

樹が仁淀川開発協議会の会長に選ば

れ、両県が協力して両県の開発を進

めることを確認した。三三年二月、同協議会が松山で開かれ、高知県に対する補償問題を全面的に進めていくことが話し合われた。

こうして仁淀川分水交渉は、いよいよ核心部分に触れることとなり、三四年三月農林省の第二次案補償金一億五、〇〇〇万円、協力感謝料六、〇〇〇万円が示されたが、高知県はさらにプラス・アルファを要求したため、白石愛媛県議会水利対策委員長と飯谷高知県議長とが精力的に話し合いを進めた結果、六月二十五日この問題は、包み金三〇〇万円とすることで解決した。高知県は七月一日の仁淀川流域開発委員会で農林省が提示した二億一、〇〇〇万円の補償額を基本的に了承し、三五年一〇月両県及び国と高知県との覚書調印が行われた。

交渉妥結 昭和三三年度国の予算に、事業費五、一七二万円が内定し、工事着工が認められ農業水利の事業費から完成へも決定したので、農林大臣は三四年二月、土地改良法による確定公告を行った。愛媛県においても、二月県議会で、国営事業に対する農民負担の割合を一五%とする県条例案が可

制定された。同年には、水没補償金の支払いと工用道路の建設が順調に進み、三五年には念願の高知県との分水交渉も妥結、すべての障害を乗り越え、関係者はもとより、関係者も夢にまで見た面河ダムの起工式が行われたのは三五年一〇月二日

であった。続いて三六年工業用水道事業、翌三七年には発電事業が正式認可になり、面河ダムの工事と併せて、事業は急ピッチで進んだ。四〇年四月四日面河ダムの竣工式が行われ、次いで農林省は、四二年九月一九日農林省道前道後平野農業水利事業竣工式を挙行した。同年は西日本一帯深刻な干天続きであったが、道前道後平野は、黄金の稲穂が波打つ豊作の年となった。

その後、附帯事業としての県営事業は、四四年度で完了。四五年一〇月一四日温泉郡川内町で道前道後水利総合開発事業竣工式が行われ、久松県政最大の開発プロジェクトの本事業は見事完成の日を迎えた。ここにこの用水は水不足の根本的解決に大きく寄与し、加えて地下水かん養など両平野の産業・生活発展の基礎を築いた。

〔事業の概要〕

- ① 面河ダム 堤高七三・五呎 堤体積一九万立方呎 有効貯水量二、六八〇万立方呎 工事費約八七億円
昭和三五年一〇月着工、四〇年四月完成。
- ② 農業水利 道前道後両平野一万三、一九八畝の水田、山麓果樹園地へ年間三、二〇〇万立方呎の農業用水を供給。
- ③ 発電 ダムより導水途中の落差四七・二呎を利用して三か所で発電、最大出力二万五、一〇〇ワット。
- ④ 工業用水 松山・松前地区臨海工業地帯帯人・東レへ日量一〇万六、〇〇〇立方呎の工業用水を供給。

省の調査も中断されて現在に至っている。

南予用水事業 〈野村ダムと配水計画〉 野村ダムは、肱川水系の

洪水調節を図るとともに、下流既得水利及び維持用水を確保し、さらに、農業用水及び都市用水を供給する目的をもって、肱川（野村町）に建設するものである。

このダムの建設によって、既設の鹿野川ダムとあわせて、下流の洪水調節を行い、大洲市・野村町など、下流地域の洪水被害を防止し、上流宇和町地域には河川改修で洪水防御を行うこととなった。また、宇和島市・八幡浜市など二市七町のみかん畑、約五、六七〇畝のかんがい用水を補給し、さらに宇和島市・八幡浜市など二市八町、給水人口約一六万人に水道用水を供給する。

なお、南予用水事業の総事業費はダム建設・共同幹線水路・農業専用施設・水道専用施設を含めて約五二五億円である。

こうして、野村ダムは、建設省四国地方建設局によって四六年に実施調査に入り、翌四八年に工事に着手、五六年完成した。

なお、関連事業として、農林省による南予地区国营土地改良事業と、南予水道企業団による水道事業が行われている。

〈南予地域国营かんがい排水事業〉 南予地域は、全国でも有数の果樹生産地帯であるが、その樹園地は急傾

斜の段畑であり、かんがい施設は皆無に近く、ほとんどが天水を利用して、そのため、常に干ばつの脅威にさらされている。したがって、樹園地用水施設を整備し近代的な農業経営の基盤整備を図ることは、地域住民の多年の願望であった。昭和四二年、農林省は広域農業開発基本調査を開始、一方、県も同四二年の大干ばつを契機として、昭和四五年に南予水資源開発計画を策定し、この事業を県政の最重要施策として積極的に推進することとした。

農林省は、昭和四六―四七年に南予用水地区計画調査、四八年度に全国実施設計を行い、四九年八月宇和島市・八幡浜市・保内町・伊方町・瀬戸町・三崎町・三瓶町・明浜町・吉田町の関係市町長から国营土地改良事業施行申請が県を経て、同月農林大臣に進達された。また、事業の早急円滑な実施を図るため、同関係市町長から、この事業を昭和五一年度から特定土地改良工事特別会計によって実施する旨の申請が五一年四月承認され、事業は本格的に進められることとなった。

この計画は、南予地域の海岸部樹園地を受益地として恒久的な用水を確保するため、特定多目的ダムとして建設される野村ダムを水源として取水施設を設け、最大三、五〇二立方畝/秒（上水道用水を含む場合は三、九九二立方畝/秒）を取水し、法華津山脈を約六・四歳の導水トンネルで斜断して、北宇和郡吉田町大河内地点に導き、これより南・北に延びる幹線水路によって、北幹線は西宇和郡三崎町まで延長約六六・一歳、南幹線は宇和島市三浦まで延長約二四・七歳を導水し、受益面積五、六七三畝の樹園地にかんがい用水の供給を行うものであり、これら幹線

水路は大部分、上水道用水との共同事業として施行される。

なお、国営事業に付帯する末端のかんがい施設は、県営または団体営事業によって行われているが、国営事業の着工が四九年度であり、完了が六六年度の見込みであるので、付帯事業は、五〇年度から順次着手されているが、全工事の完工は、国営事業完了後の二―三年後を目標としている。